答 弁 第 二 二 号昭和三十六年六月八日受領

(質問の

内閣衆質三八第二二号

昭和三十六年六月八日

内閣総理大臣 池 田 勇 人

衆議院議長清瀨一郎殿

衆議院 議 員 田中織之進君提出 和歌 山県白 [浜町 における自 I動車 専用道 路問題等に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

\_\_\_\_

衆 議 院 議 員 田 中 織 之 進 君 提 出 和 歌 Щ . 県白 浜 町 に お け る 自 動 車 専 用 道 路問 題 等 に 関 す

る 質 問 に 対 す る 答 弁 書

単に 道 路  $\mathcal{O}$ 路 線 を 認定 するに っつい て は、 当 該 路線に 係る土地に つ ١, て 権原を取得 て いなく

て ŧ, その 路 線の 認定は、 法律 上支障 が な 7) ₽ のと解 す る。

に つい 7 別 段法 律 上  $\mathcal{O}$ 責 任 は な  町が

提起

L

た訴

訟が、

敗

訴

12

おわ

つたとし

て

ŧ

町

の当局者には当該

訴訟に要し

た経費支出

て 御 質

0 1 町 が 会 社 と締 結 L た 民 法 上  $\mathcal{O}$ 契 約  $\mathcal{O}$ 内 容  $\mathcal{O}$ 如 何 12 ょ つては、 そ 0 内 容 にもとづい

間 0) ょ う な 措 置 をとること は 不 可 能 で は な 1

三  $\mathcal{O}$ 2 事 情 を 調 査  $\mathcal{O}$ 上、 考えた 

右答弁す る。